

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第38号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年四日市市条例第31号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 四日市市運動施設（以下「運動施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て、休業日を変更することができる。

(1) 12月29日から翌年1月3日まで。ただし、霞ヶ浦プールについては、9月1日から翌年7月4日まで

(2) 前号のほか、温水プールについては、月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、その翌日とする。

(3) 運動施設の整備等のため指定管理者が特に必要があると認める日

(個人使用に供する施設及び使用日)

第3条 個人使用に供する施設は次の表の左欄に掲げる施設とし、その使用日は同表の右欄の期間内で、指定管理者が市長の承認を得て定める日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、同表の右欄の期間を変更することができる。

施設名	期間
霞ヶ浦プール	7月5日から8月31日まで
中央緑地体育館 中央緑地第2体育館 中央緑地陸上競技場（中央緑地フットボール場Aフィールド） 中央緑地トレーニング場	1月4日から12月28日まで ただし、温水プールについては、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に定める休日に当たるときは、その翌日）を除く。

楠緑地体育館	
松原テニスコート	
温水プール	
三滝武道館	

2 前項により、指定管理者が個人使用に供する日を定めたときは、当該運動施設に掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により運動施設の使用の許可を受けようとする者

(以下「申請者」という。)は、別表第1に定める申請期間内に四日市市公共施設使用許可申請書(第1号様式)により、個人使用の場合にあっては、口頭で指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第1に定める申請期間以外の日においても受付ができるものとする。

(1) 四日市市が主催する行事に使用するとき。

(2) その他指定管理者が特に必要があると認めたとき。

(許可の順位)

第5条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、他の方法によることができる。

(1) 別表第1に掲げる使用区分のうち、1の項に該当する場合 同日の使用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、指定管理者が調整を行い順位を決定する。

(2) 別表第1に掲げる使用区分のうち、2から4までの項に該当する場合 申請の順序とする。

(許可の制限)

第6条 専用使用の場合において、使用期間が引き続き5日以上にわたるときは、使用を許可しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 霞ヶ浦運動用舟艇場係留施設の使用は、本市に住所を有する者に限り許可するものとする。

(四日市市公共施設案内・予約システムの利用者登録申請)

第7条 申請者で四日市市公共施設案内・予約システム(以下「システム」という。)

を利用しようとするものは、システム利用者登録申請書（第2号様式）により指定管理者に申請し、システム利用者登録済証（第3号様式。以下「登録済証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、既に登録済証の交付を受けているものは、この限りでない。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

3 登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じたとき及び廃止しようとするときは、システム利用者登録申請書により、指定管理者に登録の変更及び抹消を届け出なければならない。

4 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、登録を抹消するものとする。

(1) 登録の廃止の届出をしたとき。

(2) 団体が解散したとき。

(3) 登録事項の変更の届出を怠ったとき。

(4) 前各号のほか、指定管理者等が登録者として不適当と認められたとき。

5 指定管理者等は、システムに障害が発生したとき又は点検の必要があるときは、システムを一時停止することができる。

（仮予約の申請）

第8条 指定管理者は、システムを利用して仮予約の申請を受け付けることができるものとする。ただし、仮予約ができる施設は、別表第2の左欄のとおりとする。

2 インターネットによる仮予約の申請は、別表第2の右欄に規定する仮予約開始日から受け付けるものとする。

3 第1項の仮予約を行った施設について、使用日前14日までに使用許可を申請しない場合は、当該仮予約はその効力を失うものとする。ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦サッカー場、松原野球場、北条野球場、垂坂サッカー場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場及び本郷河川敷グラウンドについては、使用日前30日前までとする。

（使用の許可）

第9条 指定管理者は、運動施設の使用を許可したときは、専用使用の場合にあっては四日市市公共施設使用許可書（第4号様式）を、個人使用の場合にあっては、四日市市運動施設個人使用券（第5号様式から第7号様式まで）を申請者に交付するものとする。

2 運動施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の許可書又は使用券を使用の際、係員に提示しなければならない。

（使用の変更等）

第10条 使用者は、使用許可書に記載された事項を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書（第8号様式。以下「変更・還付申請書」という。）に使用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、個人使用に係る使用許可については、口頭で指定管理者に申請しなければならない。

（利用料金の減免）

第11条 利用料金の減免を受けようとする者は、四日市市公共施設利用料金減免申請書（第9号様式）に減免を必要とする理由を記載し、指定管理者に申請しなければならない。

（利用料金の納付）

第12条 条例第7条の規定による利用料金は、指定管理者の発する利用料金請求書によって納付しなければならない。ただし、個人使用に係る利用料金の納入通知は、口頭で行うものとする。

（設備器具等の利用料金）

第13条 条例第7条第2項の規定による運動施設の設備器具及び備付物品の利用料金は、別表第3に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定めるものが使用する場合は、運動施設の設備器具及び備付物品の利用料金は、規定の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

- (1) 条例別表第2に規定する専用利用料金に係る使用 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体
- (2) 条例別表第3に規定する個人利用料金に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者
- (3) 条例別表第4に規定する回数使用券に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金（設備器具及び備付物品の利用料金を含む。）について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる。

還付する場合	還付する額
自己の責めによらない理由で運動施設の使用ができなくなったとき。	利用料金の全額
使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦サッカー場、中央緑地フットボール場、松原野球場、北条野球場、垂坂サッカー場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場及び本郷河川敷グラウンドについては、使用日の30日前までとする。	利用料金の全額
使用日の5日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。	既納の利用料金から取消料（利用料金から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。）を差し引いた額

2 前項の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、変更・還付申請書に使用許可書を添えて指定管理者に申請しなければならない。

3 前項の規定により利用料金の還付を受けた者が、変更・還付申請書と同時に第4条に定める使用許可の申請を行う場合に限り、変更・還付申請書に記載された還付金をその利用料金に充てることができる。

(使用者の遵守事項)

第15条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなけれ

ばならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
- (3) 壁、柱等に張り紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (4) 許可を受けた設備器具又は備付物品以外の物を使用しないこと。
- (5) 運動施設の管理運営上支障を来すような行為をしないこと。
- (6) その他指定管理者の指示する事項

2 専用使用の場合において、使用者は前項に掲げる事項のほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、定数を標準とすること。
- (2) 運動施設内外の秩序を保つため、必要な整理の人員を配置すること。
- (3) 入場者に対し、前項に掲げる事項及び係員の指示する事項を守らせること。
- (4) 次条各号のいずれかに該当する者に対し、必要に応じその入場を拒絶し、又は退場させること。

(入場の制限)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) めいていしている者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(特別設備の申請)

第17条 条例第12条の規定による特別の設備の許可を受けようとする者は、指定管理者に対し、文書で申請しなければならない。

(係員の入場)

第18条 使用者は、係員の職務上の入場を拒んではならない。

(事故報告)

第19条 使用者は、建物、設備器具及び備付物品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその理由を具して、指定管理者に届け出なければならない。

(使用後の届出)

第20条 使用者は、その使用が終わったときは、速やかに指定管理者に届け出て係

員の点検を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第21条 条例第3条の規定に基づき、指定管理者が管理する運動施設は、次の各号に掲げる全ての運動施設とする。

- (1) 霞ヶ浦体育館
- (2) 霞ヶ浦第1野球場
- (3) 霞ヶ浦第2野球場
- (4) 霞ヶ浦サッカー場
- (5) 霞ヶ浦弓道場
- (6) 霞ヶ浦プール
- (7) 霞ヶ浦運動用舟艇場
- (8) 霞ヶ浦テニスコート
- (9) 中央緑地体育館
- (10) 中央緑地第2体育館
- (11) 中央緑地トレーニング場
- (12) 中央緑地陸上競技場
- (13) 中央緑地フットボール場
- (14) 楠緑地多目的運動場
- (15) 楠緑地体育館
- (16) 楠緑地テニスコート
- (17) 北条野球場
- (18) 三滝テニスコート
- (19) 三滝武道館
- (20) 三滝相撲場
- (21) 松原テニスコート
- (22) 松原野球場
- (23) 温水プール
- (24) 鈴鹿川ラグビー・サッカー場
- (25) 鈴鹿川河原田野球場
- (26) 鈴鹿川河原田ソフトボール場
- (27) 鈴鹿川グラウンドゴルフ場
- (28) 垂坂ソフトボール場

(29) 垂坂サッカー場

(30) 本郷河川敷グラウンド

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

使用区分	申請期間
1 市、県、国レベル並びにそれと同程度の大会等のために、1日単位以上で当該施設を使用するとき。	使用する前年度の10月1日から11月30日まで
2 上記1の使用区分に該当し、定められた申請期間経過後に申請するとき。	初日の属する月の3月前の初日から使用日の前日まで
3 上記1以外の使用区分で、1日単位、午前、午後、夜間又は1時間単位だけで、当該施設を使用するとき。	ただし、4月分の申請は2月前の初日から末日までとする。
4 当該施設の一般公開日に個人使用するとき。	当日

備考

- 「1日単位」とは、午前及び午後、午後及び夜間又は全日のいずれかで使用する場合をいう。
- 「使用日」とは、使用しようとする日をいう。ただし、2日以上継続して使用しようとするときは、その最初の日をいう。
- 「使用」とは、準備及び撤去に要する使用を含むものとする。

別表第2（第8条関係）

システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
霞ヶ浦体育館、霞ヶ浦サッカー場、霞ヶ浦弓道場、中央緑地体育館、中央緑地体育館第2会議室、中央緑地第2体育館、中央緑地フットボール場、楠緑地多目的	使用しようとする日の属する月の初日前3月の2日後

運動場、楠緑地体育館、楠緑地テニスコート、三滝武道館会議室、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、垂坂サッカー場及び本郷河川敷グラウンド	
霞ヶ浦テニスコート及び三滝テニスコート	使用しようとする日の属する月の初日前 3月の4日後
霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第2野球場、北条野球場、松原野球場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場及び垂坂ソフトボール場	使用しようとする日の属する月の初日前 3月の6日後

備考 ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、仮予約開始日を変更することができる。

別表第3（第13条関係）

設備器具等利用料金の限度額

施設名	種別		単位	金額（金）	備考
野球場	冷暖房装置		1台1時間	220	SB0機及びBS0機の利用料金は、霞ヶ浦第1スコアボードを使用する場合は無料とする。
	拡声装置		1式1回	220	
	スコアボード	霞ヶ浦1	1式1回	2,160	
	SB0機及びBS0機		1式1回	220	
	照明装置	霞ヶ浦1	半時間	4,320	
	シャワー（温水のみ）		1室1回	540	
			1人1回	100	
特殊電灯電力料		1口1回	40		
楠緑地多目的運動場	照明装置	野球用	1時間	3,090	
		ソフトボール・陸上用	1時間	1,540	
三滝テニスコート、楠緑地	拡声装置		1式1回	430	
	照明装置		1面1時間	520	

テニスコート	シャワー室(温水のみ)	1室1回	540	
		1人1回	100	
霞ヶ浦テニスコート	拡声装置	1式1回	430	
	ポータブルワイヤレスアンプ(マイク付)	1式1回	220	
	特殊電灯電力料	1口1回	40	
	照明装置(屋外コート)	1面1時間	180	
	照明装置(屋根付コート)		120	
	照明装置(サブコート)		240	
	照明装置(メインコート)		480	
霞ヶ浦プール	拡声装置	1式1回	430	
	ストップウォッチ	1個1回	50	
	水球用具	1式1回	430	
	ベースタイマー	1個1回	220	
	特殊電灯電力料	1口1回	40	
霞ヶ浦体育館	フロア照明装置	1時間	320	
	拡声装置	1式1回	430	
	バスケットボール器具	1面1回	320	
	バレーボール器具	1面1回	320	
	ハンドボール器具	1面1回	320	
	バトミントン器具	1面1回	160	
	テニス器具	1面1回	650	
	卓球台	1台1回	160	
	体操器具	1品1回	50	
	特殊電灯電力料	1口1回	40	
霞ヶ浦サッカー場	拡声装置	1式1回	430	
	シャワー(温水のみ)	1室1回	540	
		1人1回	100	
	照明装置(150Lx)	半時間	2,160	

	照明装置 (200Lx)	半時間	2, 570	
中央緑地体育館及び中央緑地第2体育館	冷房装置	1時間	3, 350	中央緑地体育館中央緑地第2体育館
	暖房装置	1時間	3, 890	
	舞台照明装置	1式1回	3, 240	
	フロア照明装置 (中央緑地体育館)	1系統1時間	220	
		1時間	650	
	フロア照明装置 (中央緑地第2体育館)	1時間	450	
	拡声装置	1式1回	1, 620	
	電光得点掲示板	1台1回	810	
	シャワー室 (温水のみ)	1室1回	540	
		1人1回	100	
	ハンドボール器具	1面1回	320	
	フットサル器具	1面1回	320	
	テニス器具	1面1回	650	
	バスケットボール器具	1面1回	760	
	バトミントン器具	1面1回	160	
	ソフトバレー器具	1面1回	160	
	バレーボール器具	1面1回	320	
	卓球台	1台1回	160	
	体操器具	1種目1回	650	
	レスリングマット	1式1回	650	
	空手マット	1式1回	650	
	プラットホーム	1台1回	650	
	ジャッジランプ及び重量掲示板	1式1回	650	
バーベル	1式1回	540		
フロアシート	1枚1回	110		
椅子 (3人用)	1脚1日	90		
ピアノ	1台1回	3, 240		

	指揮台	1台1回	110	
	譜面台	1台1回	30	
	山台	1枚1回	50	
	竹羽目	1式1回	540	
	ガスストーブ	1台1回	320	
	特殊電灯電力料	1口1回	40	
	エアコン（体育館）	1時間1台	220	
	エアコン（会議室）	1時間1台	300	
	ポータブルマイク	1回1個	220	
陸上競技場	拡声装置	1式1日	1,080	陸上競技用器具の使用料の合計額が10,800円を超える場合は10,800円とする。
	シャワー室（温水のみ）	1室1日	1,080	
		1人1回	100	
	スターティングブロック	1式1日	540	
	ハードル	1式1日	1,080	
	3,000メートル障害物	1式1日	1,080	
	走高跳用器具	1式1日	540	
	棒高跳用器具	1式1日	540	
	走巾跳3段跳用器具	1式1日	320	
	砲丸投用器具	1式1日	540	
	円盤投用器具	1式1日	540	
	ハンマー投用器具	1式1日	540	
	ヤリ投用器具	1式1日	540	
	気象観測器具	1式1日	220	
	サッカー競技用器具	1式1日	1,620	
	ホッケー競技用器具	1式1日	1,620	
	ラグビー競技用器具	1式1日	1,620	
	ストップウォッチ	1個1日	110	
	演台	1台1日	50	
	標示器	1式1日	320	

	照明装置 (100Lx)	1時間	650	
	特殊電灯電力料	1口1回	40	
	エアコン	1時間1台	300	
	ストーブ	1回1日	330	
中央緑地フットボール場	拡声装置	1式1回	430	
	ポータブルワイヤレスアンプ (マイク付)	1式1回	220	
	特殊電灯電力料	1口1時間	40	
	照明装置 (Aフィールド)	全灯	1面1時間	1920
		フィールドのみ		1650
		トラックのみ		940
照明装置 (B・Cフィールド)			1280	
三滝武道館 (柔道場・剣道場)	拡声装置	1式1回	430	
	照明装置	全面	1時間	240
		半面	1時間	120
	シャワー (温水のみ)	1室1回	540	
		1人1回	100	
特殊電灯電力料	1口1回	40		
三滝相撲場	シャワー (温水のみ)	1回	540	
		1人1回	100	
楠緑地体育館	シャワー	3分	50	
	拡声装置	1式	430	
	バスケット器具	1面	320	
	バレーボール器具	1面	320	
	バドミントン器具	1面	160	
	卓球台	1台	160	

楠緑地武道場	冷暖房装置	1時間	260
各施設共通	長机	1個1日	30
	椅子(1人用)	1脚1日	30
	テント	1張1日	320
	コインロッカー	1回	100
	コインシャワー	1回	100

備考

- 1 午前、午後又は夜間の使用時間を各1回とし、野球場については2時間を1回とする。ただし、コインロッカー及びコインシャワーは除く。
- 2 三滝武道館に係る利用料金は、柔道場又は剣道場それぞれの利用料金とする。

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書

(団体登録用)

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録について、次のとおり申請します。

※印は必ず記入してください。

申請日※	年 月 日	申請区分※	新規・変更・抹消
フリガナ※			
団体名※			
フリガナ※			
代表者名※			
住所※	〒 —		
電話番号※	()		
メールアドレス(携帯可)登録は1つまで			
フリガナ※			
連絡者名※	代表者と同じ方の場合、名前だけの記入で結構です。		
住所※	〒 —		
電話番号※	()		
メールアドレス(携帯可)登録は1つまで			
(注) 記号 (-^/_等) はハッキリご記入ください。数字のゼロは0 / 英字のオーはOとご記入ください。			
パスワード※			
(注) パスワードは、英数字4桁で記入してください。			
利用者番号			

(注) 利用者番号は、既に利用者登録されている場合に記入してください。

※この申請書による個人情報は、公共施設案内・予約システムの適正な管理運営のために使用するものであり、四日市市個人情報保護条例にもとづき、適性に管理いたします。

第4号様式（第9条関係）

四日市市公共施設使用許可書

許可 号
年 月 日

〒

様

次のとおり、四日市市公共施設の使用を許可します。

受付番号		利用者番号	
施設			
施設内の場所			
利用目的 (行事名称)			
利用日時	年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分		
利用責任者			
利用人数			

出演者			
出演予定者数	人	入場予定者数	人
		会場整理員	人


受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数	冷暖房設備	照明設備

合 計	円
-----	---

第5号様式（第9条関係）

（表）


No.	四 日 市 市 運 動 施 設 個 人 使 用 券	円	退 場 時 刻
		指 定 管 理 者	

（裏）

注 意 事 項
1 使用時間は、2時間以内とします。 <u>ただし、温水プールは除く。</u>
2 入退場時及び係員が求めたときは、本券を提示してください。
3 本券は他人に貸したり、譲渡することはできません。
4 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。

第6号様式（第9条関係）

（表紙表）

温水プール回数使用券	
有効期間	年 月 日まで
	円
	（上記金額には消費税を含んでいます。）
	※ 本券切離し無効
	<u>指定管理者</u>

（表紙裏）

注 意 事 項
1 本券の使用区分は、つぎのとおりとします。
<u>1回につき1枚</u>
2 入退場時及び係員が求めたときは、本券を提示してください。
3 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。
4 本券は、入場前に切り離すと無効になります。
5 本券発行後の払戻しはできません。

(回数使用券)

温水プール回数使用券


使用日



No.

第7号様式（第9条関係）

（表紙表）

運動施設共通回数使用券		No.
使用できる施設	中央緑地体育館 中央緑地陸上競技場 霞ヶ浦プール	中央緑地第2体育館 中央緑地トレーニング場 三滝武道館
有効期間		年 月 日まで
		円
		（上記金額には消費税を含んでいます。） ※ 本券切離し無効 指定管理者

（表紙裏）

注 意 事 項	
1 本券の使用区分は、次のとおりとします。 1回2時間につき1枚 2 入退場及び係員が求めたときは、本券を提示してください。 3 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。 4 本券は、入場前に切り離すと無効になります。 5 本券発行後の払戻しはできません。	

（回数使用券）

	運動施設共通回数使用券 使用日 退場時刻
	

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

申請者 印

住 所

電話番号

次のとおり、利用料金の変更（取消）・還付を申請します。

施	設	
---	---	--

調 定 額	納 入 済 額	還 付 対 象 額
円	円	円

No	施設内の場所	利用日時	状態	取消・変更理由	還付対象額	還付率	還付額
返還額・還付額					円		

第9号様式（第11条関係）

四日市市公共施設利用料金減免申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

住 所

電話番号

次のとおり、利用料金の減免を受けたいので申請します。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
利用目的			
(行事名称)			
利用日時	年 月 日 (曜) 時 分～ 時 分		
利用料金	減免前利用料	減 免 額	合 計
	円	円	円
減免理由			

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)